

専修学校設置基準の一部改正について（概要）

文部科学省は昨年の大学設置基準等の一部改正（令和4年8月30日公布・10月1日施行）を受けて、デジタル人材の量的、質的な需要に対応するため、情報関係学科における必要教員数等の算定に関する専修学校設置基準の一部を改正する省令を令和5年2月28日に公布・施行した。今回の一部改正の概要は以下のとおり。

- 通信制学科の授業方法
- 教員（名称・教員数の算入等の変更）
- 情報関係学科における必要教員数の算定に関する特例
- 経過措置等

なお、本省令の概要、留意事項の詳細についてはプラス WEB または文部科学省HPからご覧いただけます。

【文部科学省HP】

専修学校設置基準の一部を改正する省令の施行について（通知）

https://www.mext.go.jp/content/20230308-mxt_syogai01-000024670_01.pdf

専修学校設置基準の一部改正について

https://www.mext.go.jp/content/20230411-mxt_syogai01-000029078-3.pdf

※詳細については都道府県所轄部局までお問い合わせください。